

反射材 光るあなたの 安全意識

★★★夜間の外出は、明るい色の服装で！★★★

平成 29 年 6 月 1 日から

「小野市夜間歩行者等の安全確保に関する条例」を
施行しました。

目的は？

★夜間の歩行者・自転車の運転者の交通事故をなくすためです。

交通安全意識の浸透や自動車の安全性能の向上等により、交通事故の死者数は年々減っていますが、一方で、高齢者（65歳以上）が占める割合は年々高くなっています。

- ・高齢者の交通事故死者 状態別割合・**1位 歩行中の事故(ほぼ半数)**
- ・高齢者の死亡事故発生時間帯・・・**夜間が昼間の2倍近く**にのぼります。
- ・高齢者の交通事故発生現場・・・**約半数が「自宅から500m以内」**で起きています。
慣れた道でも油断は禁物です。（「政府広報オンライン」より）

具体的な内容は？

★夜間の歩行者・自転車の運転者は、夜光反射材等の着用が必要となります。

歩行者・・・**夜光反射材を着用したり、懐中電灯を使用する。**

- 例外・隣家に回覧板を持って行く（極めて近い近隣地への移動）
- ・災害からの避難中（緊急時）
- ・消防団員等の活動中 等

自転車の運転者・・・**自転車の前照灯及び尾灯の点灯又は反射材の設置等のほか、運転者が夜光反射材を着用する。**

夜間はいつからいつまで？

条例では「日没から翌朝の日の出まで」としています。

季節によって時間帯は前後します。夕暮れ時から人や車の動きが活発になるとともに、お互いの見えやすさは低下するので十分に注意してください。

車は早めのライト点灯(推奨時間4月～9月:午後5時、10月～3月:午後4時)

市は何をするの？

1. 交通事故の起きた状況等を情報提供して、**交通安全意識の更なる向上**に努めます。
2. **夜光反射材の着用の大切さ・安全性を広く知っていただく**ため、普及活動を行います。
3. 予算の範囲内で、**夜光反射材を提供**します。



きららくん きららちゃん

市民安全部地域安全グループ

電話(0794)63-1273 FAX(0794)62-9040

小野市夜間歩行者等の安全確保に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、歩行者及び自転車の運転者（以下「歩行者等」という。）が、特に夜間の道路上での交通に起因する事故から身を守るためにとるべき事項を定めることにより、未然に歩行者等の生命及び身体の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歩行者 市内の道路を歩行する者をいう。
- (2) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 道路 道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。
- (4) 夜光反射材 夜間において自動車の前照灯その他の照明を反射することによってその存在を周囲の者が認知できる用品をいう。
- (5) 夜間 日没から翌朝の日出までの間をいう。

(歩行者等の安全確保)

第3条 歩行者は、夜間に道路を通行するとき（緊急を要する場合又は極めて近い近隣地へ赴く場合を除く。）は、懐中電灯の使用、夜光反射材の着用等により、自らの安全確保に努めなければならない。

2 自転車の運転者は、夜間に道路を通行するときは、自転車の利用に関する道路交通法その他の関係法令に定めるもののほか、夜光反射材の着用により、自らの安全確保に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する歩行者等の安全確保に資するため、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 交通事故の発生状況に関する情報の市民への提供
- (2) 夜光反射材の着用等の普及啓発活動
- (3) 予算の範囲内における計画的な夜光反射材の市民への提供

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年6月1日から施行する。